落穗集

前編

自七至九

增
775
113

1曾1
775
113

宮城縣圖書

落穗集卷之七

一慶長四年正月元旦の禮大名小身の面々たゝ
ず候ハ秀頼卿家督以後初ての儀式
なり小候ハ在京の諸大名登城せし
秀頼公へ初ての御目見可仕旨也其
共前田利家公ハ上洛ハ上洛ハ上洛
在京ともせずくハ自分の勝の上人も招きこと
共ハ秀頼公と共ハ
共ハ秀頼公と相見へ
家康公のも御着座遂
御上洛の二大老も着座の
浅野弾正御同意の
端の義と可有
二大老と申ハ
御名代

東京帝國大學圖書

利家卿没後初ての儀式
候ハ在京の諸大名登城せし
共ハ前田利家公ハ上洛ハ上洛ハ上洛
在京ともせずくハ自分の勝の上人も招きこと
共ハ秀頼公と相見へ
家康公のも御着座遂
御上洛の二大老も着座の
浅野弾正御同意の
端の義と可有
二大老と申ハ
御名代

出仕の規式と仕候まゝ真ゝ
年始の賀儀とも申述へ利家公へ
二日の仕心得なと相勤るやうく
と大老の面ゝ御まゝく有之
一同月廿日ゟ年始の面ゝ　家康公へ第一の
参ゟ行若御義ハ昨年中ハ御延引ゟもいへた高城の
我ハ秀頼公の御生母ゟ有之参ん大
地震の節大坂の留守押ゟ打捨大阪ゟ
以不参の義相当ゟ北の政所
へハ御時も早く大坂ゟ御座ゟ
ゟ有之　家康公仰ハ生母
一同ゟも相当ゟ御義ゟ
て年始の賀儀を先相勤ル
御祝儀有之ん十日ゟ有之
御礼ゟ有之前田利家ゟ始
ゟも御見ゟうして大坂へ
御止宿藤十二有ゟ有之御
普請ゟハ北の政所松の丸殿
ひろ北の政所ゟハ京都へ
殿ハ南方大津の城中へ
ありまゟ也
一同月十九日　家康公ゟハ有馬法印方へ
無別有ゟ昔日の晩方ゟ有之
法印ゟ有之直政御宅の
御祝儀を先相勤ル
御祝儀有之ん十日ゟ有之
御礼ゟ有之前田利家ゟ始
ゟも御見ゟうして大坂へ
御止宿藤十二有ゟ有之御
普請ゟハ北の政所松の丸殿
ひろ北の政所ゟハ京都へ
殿ハ南方大津の城中へ
ありまゟ也
一同月十九日　家康公ゟハ有馬法印方へ
無別有ゟ昔日の晩方ゟ有之
法印ゟ有之直政御宅の

可注有物之孔漏の或有之候ハヽ
遠沙能能誠の如く藤雲うち
ゟ人注候の共板中より貨を
作るなり

一同廿日四大寺寂約中ゟの使にて安国寺瓊長老生駒
雅楽頭中村式部堀尾帯刀迄人同道ゟく沙鉢参上ゟり
因府云の沙汰先君の沙遺言の
称小婿縁と結ゟへゟそと有ハ一ケ条ゟも有之ゟゟ伊達輝
宗頃ハ福嶋ゟゟと内ゟその縁組と有ハ外の
板の如ゟ於てハ何度何ゟも
ハ成同席とのゟ家
遺言の趣ゟなひゟる故ゟそハ貴人ゟゟの
対し姉ゟゟ縁組ゟ相見へハ近江殿ゟる
板ゟ或ゟゟハ初ゟ
板ゟの沙汰如何と有ゟ於てハ先云沙遺云も相立板ゟ或も
世の識ゟる通不申ゟゟの関
ゟゟ何ゟや古半と使ゟして
沙汰ゟ大北奉行中の
万も不入板ゟ或ハ沙汰の男ゟ
地人衆徒ゟ板ゟ可板ゟ
沙汰板ゟの義ゟ於てハ幸古半今度の使ゟも
何方へ相板ゟ可然ゟや
沙汰共庭安国寺方へ沙汰

同職の人なりとも不乗者の事にて先中村
方より初て方への用事を有之候
職分も非ざる出家沙門の身として二人中間の駕
うるの次第の者よの人今日の式人共
乗らるまじかたて初て中村れ可有之間左れば覚悟致候へと
厳しく仰渡さる
右之趣八代の式と記し
ち安国寺を始り諸寺院なども中式八乗有之市の駕
御尾吉晴真昌 家康公の御座船へ参上の節御茶
首尾合て家来共乗用致して屋形の御座船の縁
相済の後帯刀罷帰りて寺院の門ハなくして
安国寺長老初七人同断
内府へ御礼の為
相済の後 内府の機嫌悪しくして安国寺を始小姓
以下八長老何と心得ぬやつらん色を変なくなしつくと振ひ
切りたる物ども誠の長
もつとも心ひかるる初て
三人の例へより今之資の通り 内府あれてひとさ
作へ八中村式部両人初ての式人迷惑かり
うも共れの座もつて市して八弁長老八
他の式なれハたゝ人此人への
用の為公式為初
内府のさ事ハ勿論なと式部より
乗候ハ無用なと式部より
乗らるる道式ハかもこひしく相見 内府より

青ー中村ニ而村ニ而ハ法ニ而ハ法ニ而ハ法

布政則孝頼公の内旨を受け福島正則親父を
尾張二幸と内所の仕入も動勢と申先ハ表々の又
木下源兵衛と服装の品一式有之
右の通の御事なれ伝て大坂へ御見廻ニ参る
大坂ニ幸約西国大名ニ而も相加り近日 内府の御屋形へ
可被参との風聞有世上ハ外騒動仕候ニ付日々心
毎ニ入候の而ニ八織田有楽京極高次羽柴政則池田輝政
黒田如水 岡甲斐守藤堂高虎羽柴右近等 有馬法印令
寒法印 新庄駿河守 浅野左京亮 細川越中守 大谷刑部
共ニ十万の而ニ 内府ニの御屋形へ参り 重畳の儀ニ候
旨々被仰候ニ付
右の御礼ニ新庄駿河守 居屋布 家康ニの御屋形へ参

一 右ニ見廻候節ニ而も 家康の仕の若衆を主ニ御頼
ニて屋布の内へ 参ニ入 長屋ニ有 此ニ八不参ニ付
御書院脇ニ而 長屋ニ而も 御目ニ懸り 御礼ニ参
尺ニ八の地ニ而ニ有之 親駿河守代の家
居ニ而ニ有之 越前守殿 中西与助 久ニ組
共御の駿動ニ有之 御礼ニ八参ニ不申候

一 其ニ堀尾中村生駒三人の家中衆 被仰候ニ八 故大閤の御
遺言ニ而ニ御座候 今度の騒動ニ而ニ不苦 旨ニ
屋有八御ニ而ニ御座候 此ニ付の相判ニ而ニ有之 此ニ付の相
判ニ八 御ニ而ニ御座候 御ニ而ニ八 各中へ可申遣の相違ニ申ニ
堀尾帯刀ニ八別ニて書面ニ而ニ御礼ニ参 井伊直政ニ而ニ御礼ニ参 三人共ニ

細ニつれの相紀ニ式ニ之ニ落ちる
より和ニ之ニ者　内府ニ之ニ
阪ニ仰ニ可ニ有ニ之ニ二人ニ之ニ心ニ有ニ不ニ申ニ之ニ
方ニ仰ニ相ニ一ニ之ニ上ニ仰ニ之ニ式ニ之ニ
申ニ之ニ有ニ之ニ仰ニ之ニ有ニ一ニ
御ニ言ニ之ニ趣ニ之ニ相ニ違ニ申ニ之ニ
有ニ之ニ公ニ八ニ此ニ之ニ何ニ
ニ之ニ有ニ之ニ式ニ之ニ
ニ之ニ有ニ之ニ八ニ大ニ
ニ之ニ時ニ
ニ之ニ
ニ之ニ

中ニ之ニ八ニ二人ニ中ニ
今ニ有ニ
ニ之ニ有ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ
ニ之ニ

今ハ

毎々紛ら[illegible]
経人[illegible]
而[illegible]
[illegible]
[illegible]
依て強し[illegible]
近[illegible]
三中[illegible]
[illegible]
[illegible]
細川越中守[illegible]
[illegible]
鎖り[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

年と申奉ら近年ハ病労ニ而
らも奉元ハ家督ニ有之候
くらゐハ御家も厚く旅人のね
多希なとハ御免被の芳名
御勘定ニ而ハ大概旅人作
言葉と尽して異見ニ付利勝
親又利家へ演説ニ付利家
心入ハ御ふしのとく御
りの儀ハ旅人宿
者異見ニ付利勝
と申候一月ハ
ひ有清正幸長

見近くより成り家康ニハ川
より而利家へ御対顔遊
御満悦の旨ニ付御述ニ奉元の
御ニ付御ハ真ニ御
待請ニ付御
御屋敷近ク相談の
屋布ニ付門前
病中ニハ門内
御ハ利家ニ
ニ人共の弐人別
の家元神谷信濃守

ゟく御腹ゟりの御後利家第ゟハ今度参ゟ合せ悼り
ゟ入日変ゟも私の宿元ゟ伝の義ゟて〻ハ無ゟ倫ゟ秀頼
公の御ゟを御ゟく候てのゟ義ゟれハ御心ゟ不行被掛仰一迫
御居宅端近ゟて共許の御座ゟるゟき場所ゟらゟく
ゟく〻向後の御座布上の御用ゟもゟく的て有ゟく義ゟ間
早ゟく御引被仕ゟゟ様ゟ扨ゟ中候ゟて有義ゟと〻何
ゟ〻ハ御宿下被仰付候ゟ様ゟ利家ハ自
今の座ゟゟも三ゟ町ゟ中ゟ真ゟ家船被
一 六月九日伏見ゟ旅(りょ)て浅野弾正忠恒の家臣伊集院篤ゟ文入道
幸侃ゟ中ゟもの不在の義有ゟく忠恒ゟ敵害ゟ依ゟく
幸侃ゟ家人等騒動ゟ及ひ中義 家康ゟハ伊奈熊蔵と
浅野弾正忠恒方へ〻御遣ゟハ伊集院ゟ討果ゟ共元へ

対一番ゟ横つきゟ拵成義ゟも有ゟく謀叛ゟと如ゟくゟも〻利家ハ
用の義ゟハ秘ゟ方ゟよりゟ加勢ゟて下村間早ゟく御引被
浅野弾正忠恒ゟ伊集院義ゟ鎮ゟ
存知の為ゟも有ゟく御ゟ 家康ゟハ
取りゟ有ゟく候て見舞ゟ
家康ゟの義ゟ以御使ゟ
御事今度大坂へ参下日向国へ御引ゟの御沙汰有ゟく候て大坂口
大名奉行中の方へ〻御渡忠恒ゟハ御帰ゟ遣り薩州へ御暇
被仰付ゟと〻御使ゟ 家康ゟハ 細川忠興ゟ御存
〻御引ゟ利家御病気ゟ
御ゟ立ハ御礼ゟて被
被ゟと有ゟく利家様の御ゟ

沖馳走の用意致す中付三月廿一日
沖より藤次郎殿御船屋形の次の間へ
遊女六人いつもと仰ニ八御
下向之節迄ニ八同名　翌年寺沖仕下向之節
ハ別宿ニ而不相用事ニ候
御供之衆中沖ニ八御船中
第一ニ八船中慰ニ而有之候ニ付
御次之座迄ニ八御
招請無之候ニ付
御孫等ニ利家より沖付之
よし八人まで候ニ付
侍七人八人迄ニ而
件の如き家物の中より藤堂佐渡守迄
写ニ而有之候ニ付
用心向の義ニ八私の家来たる
於て沖体ニ而
宿ニ而有之候ニ付
ちよ門殿へ沖迄ニ而
ある沖ニ而
よし申ニ付
ニ而有之候ニ付
沖入ニ而有之候ニ付
和ニ而有之候ニ付
料理の前ニ而
ニ而有之候ニ付
沖ニ而有之候ニ付

り八兼て迎状を以て
三人の大老之家老の中
内府へ御入手ニ而沙相伴
約束之通之御会の席の
久々病気ニ有之、
登 内府へ利家方へ
布八右と相さゝれ沙利
内府ニも無遠慮と有て
内府と利家と内々純熟の
日数の中ニも 内府へ
沙入ハ三光中並ニ
相当之事ニ有ハ 眼前の
内府止宿ありけれハ幸
ニ沙相談 可有之哉
ニ成ぬ 内府言葉
そ八人共ニ押参
三ヶ条之意沙打果し
ニ可有之哉 内府
の挨拶を聞ニ
向ひ 只今右人の
今晩参ニ而布八一
沙打果 内府
有之哉 沙御

上を為もてる粗籍そのこと
ありや如何と云ふやと申て
兼来大将軍も右の人と一同
思ひ之を成右の企相止
いへた人々の中へ
下うそ山へた三大光之奉
各の中の宅へ
てもすむ
普度向寺の沙弥布の御法等
在俗の奉行中も豊後殿へ
よ長谷寺なる大衆方へ
如何の相心安く出入

刻より表云々迎勇ら殺
一其比在大坂の諸大名の中にて加藤清正同嘉明浅野幸長
福嶋正則池田輝政　細川忠興黒田長政此等の面々中々今也
百万成方へ住と云ども其節ハ秀頼公の御為ニ依て朝
鮮国へ渡海有て軍功成難く　中納
言殿武威を震ひ在陣中朝鮮
もく年のそ大明の軍勢七十万を以
蔚山の城を取囲し其時
蔚山危難の与と聞召松二十艘
勢数百艘の舟の中へ家人
浦野と一所に成て大明勢と
所ところ蔚山の後詰として

三人の働きハ法人の称する所
垣見和泉守慶長元年大
心を合云々の報兼異なるに依て
四千万の義よりハ其通りなれ共
あるまじ右の人の内ニ切腹
近年中ハ社作越の報一命不
らて朝鮮表へ於く戦功有
牧を給わり創共働の
支体中なる義と云事
置く所存慶長九年
式の御事よ
第ニ於てハ

来る朔日和一人方へ江作周旋
差して使者を始一人ゟ外ゟ
立合失礼も相調候ハ一味の上
談一通まて有ハ不礼の到り
於て八両奉行中ゟ吾立会の上
の趣意の旨ゟ何ともおゐ
一通りたの旨ゟ先ニ江
用の為ゟ張ゟ万端の義共
の奉行方ゟ於て八卿不
兼り配ヶ候有之ゟ
近ゟ細有ゟ有之ゟ相
候人八言以て其元一人を
候

端有一事ゟハいと心安ゟ
江初君の程ゟ
江仕ゟ
業ゟ
大ゟ伯耆守卿越中
ゟ
て八ゟ
布ゟ
何ゟ
人数ゟ
より
大名中一江

治定つゝ着有之此着ハ元来治郎少青年の前月なる依
て日ハ心易く出入致しくる故ハ駈来て十ハ七人の内ゝ今
迄中のはまり当座布へ押参せもれお来さすしてハ叶ふ義
之相談よりおそくなり恨よ来りくれハ何れハ大抵ハ治定
らまてそと申すて一成も志願ハ一向筆も書状と認めう
ち参会致上杉宗勝方へおもむき昨日ハ一成よりハ可申来
之旨よハ有之へ共大会の支度方ハ何
の沙汰もなく一成安堵なし居
色ゝて一次不行届ハ仕候得共義宣ハ仲見ゑて此
騒動を開ひ日ハ一成と入魂ゝる依て見廻のため大抵ハ
向ありかの人なとハ森口迄よ参り申ゝ計よて一成ハ
日過ゝる此よ今度の出入始終の義ハ中述置て来ル廿
の朝を申ゝ何分も御ゝ簡ありまゝ治定ゝ申ハ義宣
作て治定ハ来ル廿日ハ来客多ハ有之ゝ
而ゝ今宵深更ゝ及ひ而ハ御断ゝ可申ゝ
照安すまゝ義ゝ存ゝ
ゝ云ゝ共元当座布ハ但座ゝ
病気ゝ称一在宅の分ハ
意見ゝ中ゝ一成ハ都ゝ
ゝて治国中納言の中婦の座布
も来着ゝて義宣ゝ小三人の相談ゝ
却ゝ七人の心ゝ成て相芳ゝ
や世上廻ゝ取沙汰ゝ成て
なゝ

内府々疾ゝ会ゝ

中ハ格別共ノ者ノ私扱ヲ以テ事済可申義ニハ不相
成ニ付時義宣ヨリ申ハ我ラ初メ為ニモ甚ダ不都合
以ノ外ノ次第ニ候ヘ共今度ハ我ラ自宅ノ節ニ
可有之ニ付ク有之ニハ候ヘ共ノ義ニテ表御
奉行所勝義宣ヘ対シ申ハ不成ヲ市川道
人相計リ候ヘ共道中荷物ノ間ニ
差紙ヲ以テ呼ニ遣シ候ニ付義宣ヨリ
之ヲ不成ノ方ヘ遣シ候ニ付我等物ヲ取
結ヒ義宣ヘ渡シ候ニ付義宣ヨリ見
送リノ為ニ相添義宣ノ弟ヒサシテ不成ハ女条
物ヲ取リ義宣ノ家来ヨリ打交リテ大坂ヲ出道中何ノ
モナク其日ノ晩京ヨリ取リ候ニ着候ニ義宣

ニハ其ノ向ノ方ヘ対シ申訳ノ為ニテ大坂駆引ノ次
第ヲ咄ス所ノ義ニテ不成ト同道ニ候ヘ共ノ義ニテモ委細ハ申上ル迄
候ヘ共ノ家来ノ取扱ニ付右ノ人ノ義ニモ
カヽノ義ニモ有之ノ人ニ候ヘ共ノ働ニモ有之テハ不申候ニ付

鴨の河原辺へ使者を以て沙中より私文内用有之候間
早速に参内仕候様申来候間当今御見廻ニ罷出候処
上意之趣 家康公より今般御国替被仰付候ニ付而ハ
其方の御国ニ長く御住居被成候様ニ被仰付候ニ付
御礼申上候処ニ 御国替之儀ハ御免被成候間
御心安く可被思召候 尤御領地之儀ハ
御加増被成候間 其心得ニ而可有之候 尚又
追而御使者を以可被仰聞候間 其時ニ御礼
可申上候 尚又追而御使者を以可被仰聞候間
其時ニ御礼

の報を齎せ（中略）山内氏許容せざる旨を以て返答に及ばざる旨を以て返答に及ばざる旨を以て返答に及ば

上杉家勝因於此地先帝刀へ法帝より八今度の義双方のため
有之間二人ヲ今也行とて安藤ヲ杉原ヲ杉ひ見
ヲ杉原ヲ有之処帝刀匠ニ被仰付候ハ我ら二人の義ハ実ニ
ヲ奉行中の間ニ於て若実ニ有之候ハ私ひ命ハ勿論私ひ
家ニお預ケ下置候ハ八仰付ニ可被成候ハ我ら二人
の内ニ而ハ私の方ニ御都合悪敷ニ付其方ニ
ら御ニお預ケ下置候ハ帝刀ニ而ハ無之候ハ
御帝地へ注参り候ハ八我ら二人ニ而ハ御用ニ可被成間ニ帝刀ニ
有之候ハ八御帝地の騒動ニ可有之候ハ八御帝地の騒動ニ
被仰付候ハ八御用等も可有之候ハ八我ら二人ニ而ハ注参り
下方お預ケ下置候ハ帝刀義ハ持病気ニ有之間快気次

第可被成候ハ我ら二人ニ而ハ先達て注参り物御仕業ニ
候ハ八我ら二人ニ而ハ御用ニ可被成間ニ帝刀ニ
ヲ杉原ヲ有之処帝刀匠ニ被仰付候ハ我ら二人の義ハ実ニ
ヲ奉行中の間ニ於て若実ニ有之候ハ私ひ命ハ勿論私ひ家
ニお預ケ下置候ハ帝刀ニ而ハ無之候ハ御帝地へ注参り候ハ
八我ら二人ニ而ハ御用ニ可被成間ニ帝刀ニ有之候ハ八御帝地
の騒動ニ可有之候ハ八御帝地の騒動ニ被仰付候ハ八御用等も
可有之候ハ我ら二人ニ而ハ注参り下方お預ケ下置候ハ帝刀義ハ
持病気ニ有之候ハ八御帝地へ御引請可被成候ハ有之
候ハ八早速御指出可申候ハ八御帝地の騒動ニ可有之候ハ八御
帝地へ御引請可被成候ハ有之候ハ八早速御指出可申候ハ八御
帝地の騒動ニ可有之候ハ八御

備有よハ始終決而通ずるやうの仕方
両人第六ハ七人の内ニ而ハ
遠方ニ而ハ
仕候ハ
ハ有之
ハ
ハ
ハ

二人ゟ御宅江参り
右之成行委細申上候処、
家康公ゟ以御使者
山西打長右二人之両
(脱カ)

一去ル一日ニ家成八中村生駒両人ゟ招請ニて中ノ御
門内府ゟ之御使ニて御宿江参り候ニ付
可申越之用談ニ付
両打へ参ル 家康公ゟ御使者ハ七人
諸向打〻方へ之御
手紙御着之様ニと御申ニ付
御城へ参ル三成打ハ
御城之御門
(脱カ)

ニて二河守ゟ可遣ニ仰付られ両人参ル
石田治部少輔ゟ両人ニ
のため御同道ニ仕ニ
当御扶持
見ニ参ル
酩酊
無事ニて
出て三成ゟ
ゟ之
御本丸江
(脱カ)
打へ参ル
(脱カ)
(脱カ)
(脱カ)

大場六郎右衛門尉秀広を討ち取り、
近のくの兵越の守義成が
二の沖殿と侍従殿を討ち奉て、秀衡
館よの沖覚の四郎、私宅ゟ出て、
まゐ義成館ゟ乗り沖殿の
多賀ゟ八郎和山の切西
内府殿ゟ義よ八郎へ
郎へ両中ゟ
ゟ義成館ゟ乗り沖殿
沖兼ゟ
頭りて
まゐ〳〵きゝ八郎義成
沖殿ゟ
ゟ義成ゟ
沖殿ゟ
ゟ義成ゟ
沖殿ゟ
ゟ義成ゟ

成の人々相談之大慶ニ存候て石田西京より越前家の重宝ニ有之候
右二河守殿へ二成刀と申候ハ世ニ流布の光秀の脇指ニ相違
なく其の外の物ハ書記しニハ無之候ハ不審ニ候
翁よりお尋ニ付候ハ二河守殿ハ天正十八年ニ落城
近江中納言秀次の御介錯ニ而御切腹ニ候ハ
御脇指ニ而ハ無之候ハ
中ニ有之候ハ
生駒雅楽頭より御取上ニ相成候ハ
右ニ付候ハ

法花之題目一枚ニ大縄之大ニ書付ニ而京都
桐之腰巻等ニ有之候ハ
於て造て御取中ニ有之候ハ
節御家来石馬助ニ
公義ニ御尋ニ相成候ハ
ニ而人打ニ有之候ハ
成敗方ニ無之候ハ
ニ付御咎ニ
一其方ニ奉公の内ニ桐紋ニ而
向後の御届ニ而
ニ而御公儀ニ
没人ニ成候ハ日より

邸宅行のゆく有之候事勢依て
文代の節ハ御城書院ニ相勤候式日と有之候へハ病中より
宿鴨へお招許席ニ而被遊候ても 内府ニ而ハ中流の御用等
有之候へハ御城へ入候て御城へ罷出候事ニ候
中ニ而も御城内の方ニ而ハ御城内の
城ニ而被遊候ても 上杉景勝卿ハ伏見の御邸ニ
有之候ても国家の義ニ付 内府ニ而ハ御城内西丸へ 内府ニ移り候
御城ニ而可有之候ニ付 奉行中より浅野長政
第ニハ家康 秀頼様御両所へ御一緒ニ移りの利加賀大納
言殿 秀頼様へ第ニハ 内府ニ而ハ
いつも何方ニ而成とも 秀頼様と御相談御勝手の御
元ニ而ハ御座候ハ 内府ニ而ハ御城等ニ而ハ御座候ハ
行被成候 内府ニ而ハ第ニハ秀頼様
御義ニ而ハ無之候ハ家康の居屋敷ニ而ハ
うとの義ニ而ハ無之候ハ家康の居屋敷を始め藤の森の
ニ而ハ御座候ハ家康の居屋敷ニ而ハ
ニ而ハ御座候ハ家康の居屋敷ニ而ハ
ニ而ハ御座候ハ家康の居屋敷ニ而ハ

御城へ帰城なされ候ても何も御ろの為可申越の義も
三中老へ打合せ 内府へ向嶋の御屋敷より御入城なされ候
を始め三奉行 内府へ参上致され候 家康公
御城御年寄より御移りなされ候 御見の
奉行衆へ御渡し 右御ろの御事 三中老御見へ
より向嶋の御屋敷へ参上仕 家康公
御入城の節御供仕 御屋敷へ移りし後 家康
御ての義より今又 三老奉行中へ
とも御ろなきの御事 国有寺へ御見の城へ御移し
遊ばされ

右の通被仰渡候御書付 御見書のごとく 浅野長政 長吉 御奉
行衆の義も 御城へ御入被成候 御ろの義 御見へ
御渡し被成候 右御ろの御事 秀忠
様より 内府へ長政へ 御書付を以 被仰渡
有之候 御ろの御屋敷 三奉行の御ろ 相傳り
御書付 覚書の通り 可有之候 右御城入の義も
御尤吉晴ろ 御通り 徳善院玄 意法印の 当番の日
御見の城へ移り 御ろ書記し 一本も有之候 此
文書より 相考え候へば 何れの御入城の義より 旅
ろ有之候 相傳り

其大元に至り候ハ相撲のごとく
半水位ゟ取人の四ツ
西より三大元より三年毛へ中
前刀へ向ひ泳　内府ゟ使
大名の御門番の衆ハ御前地より御着順の
ゟ相勤ゟれ可申との義ニ付
中遣られ候へまハ大元職の
内府ゟ向後の御定布へ
此人等一人も不残御
家来中相勤て事済
大名の当人斗ニ
有之候ハ

其席ゟ秋等方へ御通
御番内有之候ゟ可
第て相勤候へ二三日前ゟ
候ゟ御番内有之候ハ
残徳善院方ゟ井伊直政
ゟの御書等の義も御家
の名前ニ関ゟり堀尾吉晴
しやと御尋ニ

右
大保四季癸丑春二月四日書寫之
中村直衛

一 寛永二乙丑年 御城入被遊候節より
松平出羽守殿 御城へ被為入候節迄
被仰渡候御書付之写
覚
一 寛永二乙丑年 御城入被遊候節より
松平出羽守殿 御城へ被為入候節迄
被仰渡候御書付之写
覚
一 寛永二乙丑年 御城入被遊候節より
松平出羽守殿 御城へ被為入候節迄
被仰渡候御書付之写
覚

年関ヶ原一戦の節石田方へ一味致し候より其以加藤
清正黒田長政浅野幸長を始め七人一同に評定仕候
我々共朝鮮表より帰国人数一戦に及び軍忠を
相励み候処へ治部少輔方より内府公へ対し
大田原八人の事申合候通相違たるに依て
先公よりの御書数等も無く候不審に存一旦朝の
後彼是と紛れ合も候よし先公御病気付ては朝鮮征
伐一まきの義に於ては外の奉公申様ひなく石田一人の
動にて有之候付我々共進状の趣無疎略存候
御吟味の上八人の者共へ御公儀へ達し
まま被仰付候様奉願上候尚又石田再三に及ひ成方へ申遣しいたし
置候ハ許容の程御賢慮の通りに
御座候石田方より相添有之候と成共内府公
を通し当地へ居住り居有候ハ八人の
人質に取候ひ之義に付
内府公の御抱を以て御和睦
之義に付
家康公御和睦の節
五ヶ条の内
一石田治部少輔事
一同左近将監事
一同木工頭事
一同兵部少輔事
一同掃部頭事
一同主計頭事
一同民部少輔事
右七人の義者
石田長政方へ加勢の加藤清正
外に攻撃の節城を渡
石田長政方へ
八人の内
付中心を合せ謀略を
中仕立
作為我々方へ
結句石田
の方人

有之候ハ、福原種々取扱ひ候趣ニ而、猶又両人ハ潜心之上ニ而、
多分有之候ハ、可申聞旨ニ而、神父の書も、
連判可相成旨福原達而申聞候ニ付、
候ハ、安藤之方ニ而、
多分直参の軍艦ニ而、
庭の中へ候ニ付、
有之候ニ付、
上の取計ニ相成候ニ付、
元よりハ毛利民部大輔
内々尋候ニ付、

路の城ニ而、
多数参生の国外ニ
義を民部
ハ相談朝鮮津中
所ニ而、
宅へ参候間
中ニハ此間七人の大名
候ハ、義ハ
部大輔
方ニ而ハ
有之候ハ
共元ニ

日本の城責の
候ニ付、
大名衆の
ハ民部
ハ民部
ハ、
ハ、
ハ、

祖も如何ぞ海の外に不調法の祝くを先立の御見立を以て大切の役義をも仰付たるまゝ朝鮮へ着岸の日より飽帆三の間の義を悉く書留め亜ひ日記と唱へ演説可致候間格別日記と唱へ一言も申間敷と有て日記を取上一言も申間敷と則持帰の仰ゟ家来迄厳敷戒民部義と言ふ意と共に其後海内修行ゟ双方対交の日限相極り故大阪の時代御取立ある親式のごとくある仰ゟ奉行被仰付人列座の前へ七人の同行中ハ左右ゟ相ゐれ着有内一方両人の内竹中ハ病気有四座ニ而ゟ毛利民部一人座ニ而ゟ方ハ福永ゟ始め三人四座ニ而ゟ時徳義院三人の両ゟ向ひ朝鮮陣中ゟ蔚山表ゟ於て浅野幸長加藤清正両日長ゟの軍戦功の義ゟ申ゟうの泊進状の如き

無暗たるゟ依て先立の御賞義無之候心外の旨右三人ゟ始め七人一列ニて弥有之候間今日無之候相紀るゟきとの義ニ候ゟ右泊進状の如く加判仕候万義ゟの義有仲ゟ間中口論ゟ等ゟ無之候ゟ世ゟ中鎮りハ如何の子細ゟ候ゟ尋有之候ゟ三人の両ゟ早速の返言ゟ無之候ゟ而ゟハ右御法を忘の義有之候ゟ而ゟハ右三人の両ゟへ対し争論ゟ等ゟ有之候ゟ世ゟ取沙汰の迷惑ゟ相違ゟ無之候ゟへ共福永右馬助ゟ備ゟ仕ゟ文言ゟ書改め候ゟ有之候ゟ而ゟ判形ゟ仕ゟ事ゟ不叶ゟ旨ゟ申ゟ而ゟ無之候ゟ而ゟ不ゟ本意ゟ千時浅野長政三人の方ゟへ向ひ朝鮮國へ渡海の義先立ゟ神文の前書ゟ七人お被

なく吟味を相遂評議一決のうえ於く言上すべき旨
肝要の御条目もあり御法度の文言吉人の心を不相
叶かれば我ら多く有之候てその争論の旨 内府公御耳
不入我ら共も其通りの事ゆえ世俗申例もこれ有之候福
原を始め五人の両人一言の弁も不及申上候 家康公ハ
御法度を以大名軍忠戦功の浅深を糺明成敗あるべき
先公の思召を以く各中を以く共彼是ゆえ 御身公ハ実公
明白の義と可存候が依怙贔屓の沙汰ゆえ不和のもと
共罪科不軽の二ハ先公の御代まで有之候ハ当家御為
不宜御身公ハ御為宜候ハ当家御為不宜候ハ
両人ながら御為不宜候ハ 御身公ハ御為

別大垣の城代より申越候ハ同名備中曲輪を預ケ
いたし候ハ右の三度ハ御着の刻
秀頼ニより御条目申付候ハ禁裏へ上り候ハ
四頭ニ而小俵ニて豊後白杵の城ニ橋爪と申ス中川修理
功候方ニ而小俵ニて同国岡の城ニ而
領ニ而ハ当分ニ而ハ無之候ハ
安岐の城ニ而八万石ニ而ハ家老ニ而ハ
より馳向ひ西城ニ而ハ攻落し候ハ
ニ而無之候ハ当分の通路ニて所領の義ハ相違ニ
その心得ニて福原一人ニ付領知ニ
推量仕候ハ五人の軍通路ニ
也ニて候ハ間指可被
九州人数中ニ
ハ候ハ
若年の刻水野也ニ
仕候ハ関ヶ原一戦の前ハ肥後国ニ
関ヶ原ニ一戦の刻ハ初の頃ハ十ニ一ツニ関東方の
罷成候ハ御ニ而ハ風雪ニ
ら籠城の支度ニ
岐阜の城ニ攻落され
主斗ニ
用ニ相談
たる

一家康公御見の儘へ御移り法成寺
大光の両ヶ所にて大坂より御見廻
御下向の御途中にも秀頼公淀殿
御対顔のなめりくに大坂へも
御移る四ヶ所ともやうくにて法人不審仕候野長政
開及何とも御下向の遊ばされ
在陣の節本多作渡守と密
法をくて長政大坂へ帰りて
御見廻ひとし御雑談のおり
御下向の儘へ御移
御下向の儘へ御移
御下向の儘へ御移

のうち有て御下向の遊ばされ
向有て先年の通り松方より御出迎
作へハ　家康公御開義共
向の心掛有て御座なひ
当春中より持病の
の灸ハ此節ハ暑気も
成ハ必ず可被下候
この仰そ以ての
死候ハ

一同七月故大岡寺
勅許有て豊国大明神と有て社号を
文北の政所より青木紀伊守を

家康公よも豊國へ御参詣 明神へ御奉納物の義ハ不及申
まづの社參社領等よろしきを選ミ寄進あらせられ
高麗へ御渡海 御手ずから弐成おろし直に照
御旗城弐成ともなり

一 右豊國社号の義 秀吉公在世の時より 新八幡宮と有之社号と
深くの御ゆへも 何とぞ相障ニ御座候ハヽ
勅許を御願ニ成候ハヽ 有之ハヽ
一 長比家康公より 御貴在書の奉行の内ニ人 御用の義有之旁被
仰出候間 奉行中両人と御座候成
朝鮮征伐ニ義有 被國へ相渡り 承ハヽ在陣戦功有之面ハヽの義
故大閤御在世よもいまだまづの御社參等も無之ハヽ 右弐ヶ所へ
今般参詣ニ御初年の義よも有之旁 其義ニ責て御座候ハヽ

在國御城弐成の義ハヽ 御旗の義ハヽ
物語有之ハヽ 御旗の義ハヽ 御旗の義ハヽ
ニ付相勢ニ而 ハヽの義ハヽ 朝鮮両陣
ニ有輝元家両ニ而 朝鮮在陣中ニ
あり 又ハヽ 御旗ニ付相語ニ
御の語大名の内ニ 有之候ハヽ 速ニ奉行中
お談の上ニ而 御旗の義ハヽ
の内ニ一人 御旗城有て御座候ハヽ 御旗ニ付 増田
大和へ被仰て 大名中へ 中達ニ付 輝元家ニ付ハヽ 當時御初君
の義ニも有之ハヽ 御成長あらせられ 御旗ニ付相語中ハヽ
有之間敷ハヽ 内府ハヽ 右の通りの内意の
上ハヽ 御旗ニ付 御旗ニ付

有之候ては於て八枚大岡忠相守在世の旧例を以て大岡
越前守より御腰物等の
献上有之候ては於て八枚大岡越前守より御腰物等の
献上有之候ては於て八枚大岡越前守より御腰物等の
献上有之候ては於て八枚大岡

り候て今十日の筈御礼日ニも御出仕被く候人数の方ニ
も可被成やうの思召を以くれ〳〵も御延引遂翌十六日御着相
成候様被申遣候へ共其後大坂表ニ一人御供ニ参り候者共
病気ニ而大坂ニ残り申候ニ付御供ニ八我等義
御国ニ掛り合ニ而も無之候へ共御用ニ付御供仕候
市正へ及約諾候へ共御病気ニ而御出仕無之候
可申旨ニ付其段を右中将様へ御届申上候
屋敷普請方明て可申旨ニ付其段御届申上候
被仰渡候ニ付御普請ニ取掛り申候
損所等ニ而も無之候へ共御用ニ付御延引ニ成候
御断ニ付右之通ニ被仰渡候

遠藤但馬守殿御家老共

御用ニ付御上京被成候ニ付御門前ニ而馬数物の立所も無之候ニ付
増岡長盛長末改ニ而両人御用ニ付御門前ニ而馬数物の立所も無之候ニ付
右人数ニ而も無之候ニ付御断申上候
御加増有之候ニ付御礼ニ右両人
利長より使ニ而
於て御公方様ニ而
無之候ニ付御断申上候
約束ニ付御断申上候
被成候ニ付御断申上候

さへ落ちよりて方へハ沖別荘有之候ハ
伝馬ノ下町より御見の沖人数の
書を以て御城表御番の
御方へ差出候ハ御城表御番の
御方より書式早速文言ニ而御
判形御渡ニ而ハ差支ニ付御
本丸ニ而ハ表御番の御方ニ而
書ニ而ハ御用の筋有之候ハ
表ニ於て御用向早速文言ニ而
我等人数ニ可相勤間被
立御中ニ而ハ御用筋等ニ而
ハ無之候ハ
御見届ニ而

沖間後の沖ハ
不参候ハ沖間ニ而
大番ハ沖供ハ
沖供ハ
家老式人ニ而
まて被
たる沖ハ
より御ハ
堅御
沖聴り
ハ
ハ
と

沖ハ
家老ハ
伝奏ハ
御下知
家来大勢
御下知
御下知
御下知

祖仁（三四ひ今日の義 内府用心有之して不斗子細
有くまつり我こた附添親戚ども浦辺の（八共屋ハこゝく
の初と云ふ）右人の中よも井伊中多神保三人の（ハ
相ゞ（御討死の御注進と障子一重こゝもとにて（聞ま
ありつゝく御扶持受（ゆりて後汁三成千熊浦の御下の
第七真よ右の方（御出大書所（と仰有つ大蔵卿
三御案内申上る処ゝ酒井備後守七御存候大書所よりく
二間四面の大行燈八御下知ゝ依く（ハ
備後守兼ゝき中のひ（ハ出て御供申七同道して以前の（ハ
参ゝ御見七遊ありつ真よ内玄関（御出遊御供申七以て
速御旅館（御帰り遊ひゝ御ふり御ふ賀ゝ存奉ゝ人ハ
表玄の御下知ゝ依く（ハ 祝一ゝく駿ちりに付石田ゝ大屋

鋪ゝ居ふり石田出頭ゝ而大屋の内ゝ入四五年有ゝく
中の貴殿大ゝ不肝ゝ潰ゝ（ハ理ゝ非ゝそも何ゝそゝ申合て騒動
仕ゝく（ハ 家康公兼て望十日御入（御城可ゝ遊旨ゝ仰
ゝの（ハ十日ゝ御匠前遊十二日の朝ゝ御城ゝ遊ゝ仰付ゝ
参ゝひ給ふゝ二年ゝ不残御供ゝ遊ひ（ハ四千余りの御人
数（ハ（ハ御供ゝ加ゝ利長公御供長政公ゝ相添り玄方大郎ゝ
中村孫平ゝ（ハ御供ゝ而ゝ御跡ゝ残ゝ（ハ 家康公御跡長政ゝ相添り玄方大郎ゝ
長束正家ゝ相遊ゝ御供ゝ而ゝ御跡ゝ残ゝ（ハ 家康公御跡長政ゝ相添り玄方大郎ゝ
ゝ石ゝ残ゝ（ハ不相叶ゝ而ゝ（ハ大坂ゝ有ゝ（ハ世ゝ安ゝ（ハ
く成り玄ゝ義ゝ御為ゝ而ゝ御下ゝ御供ゝ而ゝ御跡ゝ残ゝ（ハ
ゝ（ハ御供ゝ而ゝ御跡ゝ残ゝ（ハ 家康公御跡長政ゝ相添り玄方大郎ゝ

向後のこともいかゝなど
候へども参るも以前通り
共上公義へ対して
国大名の方へ
近江寛仁
義宣大納
同月廿日
場面
世祥
両家
寒の
の預と
の

幸長（中ハ今ノ長政ニ）ハ内府ニ（ト）ハ不和ニ（成）
ハ（ト）自ラノ義ニ（ト）モ（ト）モ（ト）和ハ（ト）ナイ（ト）ノ（ト）ハ（ト）ヤ（ト）ト
内心ハ（ト）ヤ（ト）ハ（ト）ノ（ト）ヒ（ト）ハ　内府ノ（ト）ハ（ト）ヒ（ト）ハ
ヤ（ト）ト（ト）ノ（ト）ハ（ト）ヒ（ト）ハ（ト）ヒ（ト）ハ（ト）ヒ

[illegible]人を共に大坂表へ仲間人数[illegible]
堂七郎に致し度と存じ[illegible]
[illegible]移し[illegible]双方の[illegible]
[illegible]共後双方とも西の[illegible]
巻の前一示の内[illegible]相別[illegible]
ていた宗門の法式なるの旨[illegible]
去の節本寺本山の位職[illegible]
制へ[illegible]分の[illegible]物等と[illegible]
公義を軽[illegible]るの罪科[illegible]
[illegible]ように[illegible]仰[illegible]
一共に大坂の表へ[illegible]
の[illegible]共後野[illegible]甲府へ[illegible]

乃ち[illegible]
納言利長卿の[illegible]
[illegible]方へ申[illegible]
[illegible]
[illegible]

卜錫ハ有名陸國ニシテ相國ヘ共部落大名の武ハ大形在國在邑
の武ナレハ國今也の早打早飛脚等ハ常ニ大坂の屋敷ヘ參リ
重リ申ス故ニ海物サヘハヤク來ル武ハ西の方ヘ參ルニ長崎ヨリ
海用の武ハ西の方ヘ參ルニ長崎の前　家康公西入ヨリ御用ノ遊
者中ヨリハ北國筋の武ハ無用ニ付早打ノ武ハ無用ニ候間
御尋ニ有之　右ノ人々ヨリ御ノ書ク如ク利長卿ヘ申ス故ニ何
ト御心得ノ由ニテ例の海坂ニテモ可有之ヤト御心
有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ
有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ

有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ
有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ

有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ
有之ニ又右奉行ヨリ長崎ヘハ　家康公西入ヨリ御用ノ遊
候ハヽ北國筋ハ武等モ御用ニ無之候間ニ利長ヘ通
シ候ヘキトノ事ニ候間ニ利長ヘ通シ候ヘハ虚實の心得ニ
候ヘハ虚實の心得ニ候間ニ利長卿ヘ通シ候ヘハ

いづれも軍勢催促のうへ可被相談之旨
各の答いづれも出勢より外無之旨
被仰候井伊直政柿原康盛
連署より加賀陣へ北國諸勢向の義を被仰候
事より加賀陣へ世上より噂ども
宰相長重在大坂之内
を呼出して第一八近々加勢
関東へも御代官
義八各中まても行かの西より小松佐竹の義ハ利長と隣合境
まも有之ニ八我等先陣の義ハ
会の為各中へ物語申入候ハ
知仕候ハ於ニ八ニ今
り被申ニ中々ニ被仰よ
の御朱印ニ而
被仰付の定法たるの上ハ
の御朱印と
設候ニ被仰付候ハ
共ニ在大坂の諸大名の中
利長の方へ内通の
義ニ御座候ハ
あるよ於ニ八無之候ハ
可被成候
事ニ八一刻も早く
御身上ニ
長重へ御朱印遣両人へ
財ニ而も
陣の義ニ於ニ
被仰付候ハ
の御朋輩と
設候ハ
共ニ在大坂の諸大名の中
利長の方へ内通の
義ニ御座候ハ
あるよ於ニ八無之候ハ
可被成候
事ニ八一刻も早く
御身上ニ

相談のうえ家元横山山城守長知を使者として今度共
沙地へ於て毛利氏種々の新旧を乞ひ候に付（私ら種々
御心労候に付）家元より御心添の事ゆえ御入使者
口上中ならびに旧記を見合書上候様山城守方へ
指越し　　井伊直政より毛利方へ
遣書中之趣の写山城守長知より利長の書札を取一覧之上
井伊直政へ返却之節山城へ持参候処山城守より御内々
伺て御帰り直政へ申聞候趣左之通
祖跡毛利方氏八何故天下へ

共ニ之ヲ協議シ其ノ可否ヲ考ヘ利害ヲ
算シ一利益ヲ得ルニ十ノ損害アルヲ知ラハ
仮令ヒ一利益ヲ得ルモ之ヲ為サヽルヲ以テ
為ニ此ノ数年ノ間ニ於テ早速可止ノ交渉ヲ
為シタル方多シ
然ルニ山城寺ニ於テハ平常ノ事ニ
有之ト雖モ山城寺ニ於テハ此ノ事ニ
ヲ以テ利害ノ如何ヲ考ヘ
ラレサルヤ
ノ如キ
ヲ
ヲ
ヲ

中途ニて八利長ハ金沢利
内記ハ高野へ趣金沢利政ハ不同心の
一統ニ 内府への御奉公と御
分て利長ニ頼ひ 毋義芳春院ニ
無御地へ 京都ニ可申旨 家康
毋義芳春院ニ村井豊後 山崎安房両人ニ
申旬の注文ニ 加賀陣の和談ハ相止ニ
家康公御自筆ニ両条御
家元の事ニ付て 其上ニて
ニ南地ニ可差越 無之ニ武
ハ何様ニも 御存ニ
の義ハ何方ニ可差越ニ

岡様御代より 二義ハ対ての
取ニ 二義ハ先例ハ
ニ一度 御相談の上の義ニ
御学義ニ 一理ニ
二義ハ対 誠心ニ
ニて 内府ニ
利ニ義ハ人領ニ
ニ 御当地の
地ニ 御
鑑同等ニ
共ニ初ニ
ニ八御存

同〻く長官ハ長官ニ次ク東行ノ式兄弟ノ名字
俗心ヲ〻ク心用捨ニ成ル可キ出ハ必ス之ヲ
モッテ再ビ之ヲ往ク亦タ之ヲ亦タ
押テ以テ無下ニ於テハ之ヲ
心ニ於テモ正成ヲ下ニ
言ヲモ心ニ要アル〻モ
心ニ成ル可キ根ヲ
トノ改造ヲ
每週ノ
ヲ〻ク
従同押テ
ヲ〻ク方ヨリ利長方ヘ書状ヲ遣ス

ヲ簡ヲ以テ之ヲ若ク義ヲ
及ヲ以テ之ヲ再度
義加ノ為ニ
根迄ニ
根年ノ
ヲ以テ
可ニ成ル
ヲ以テ
ヲ〻ク
ヲ〻ク
ヲ〻ク

后へ抜をも元れたるやうなく有之候間八世之
物稀なる有之候ハ、尊卿のてあ過へ出なれ候へ共
小倉の后へさも無之候へハ元より相斗ひ候へ
と仰有れ候長盛承り候ハ、尊卿の
義よりハ心安く可仕と申候ハ、大岡
孤へ仰渡候ハ、堀田若狭守へ
在世の刻尊卿より之候ハ、ハ
有栄 細川幽斎有馬法印
岡山雪前後半へ沙弥
忠重岡忠利等へハ御一門の御
衆へ御越遊ハ一宿之所の支配川尻肥前守
とも理ハ日西のへ御馳走
前と仰く時服黄金を被遣
ものと存ハ戸次伯耆守
頭被仰付候ハ、ハ
元日の早朝 家康公へハ
誠前の賀儀と仰述西のへ
坐の大名小名等へ出仕の
礼を終候ハ、ハ

玉りと有て秀家心底よハ思張り祖唐人へ先右四人の者共
我ハ親父直家公より其外の家先ゟ
取沙汰ゟ程の武功の者共と申
親類の中たるをとゝく普通ゟ
の如き我ゟ相親さ傍輩共ゟ打寄長船紀伊守ゟ
ゟる人ハ不慮の死と沙汰何の
集りまて国政を取行ハ四人の家先ゟ関ゟひ
なき沙汰ゟ成行なゝや内
安行侍まて
不審沙汰と
加勢へきゟ家先中ゟ相談の
方の者ゟ一揆ゟ

前ゟ
切りく家先方中村方へ家
成敗ゟ大谷刑部ゟ御
悔ミ神原康政ゟ
田原ゟ常ゟ我ゟ
浦松ゟ世ゟ
新発動ゟ
御ゟの
まて事ゟ
拾ゟ
注田原ゟ
実ハ有ゟ

迄ニ申ハ共元ノ作ニ而 神奈川
内彦ノ家人ノ事ニハ 内彦ノ心安キ友人ニ共許ノ
義ハ格別ノ義ニ而ニハ何ニ
ニ而ハ無家人ノ為ニ計ニも無之 第一ハ 公義ノ
御為ニ有之候ニ付中村方（内彦ヲ以申ニ
方義当家ヘ立入リ候ニ於テハ 当分家ヲ預リ可申ニ付
旁再三及ヒ候ニ付中村同心不仕ニ付
家宅ノ 成敗ニ及ヒ候ハヽ 神奈川
第ハ切ニ而ニ心得居候ニ付
致度旨 彼ヒ ニお立入ニ付
方義当家ヘ立入リ候ニ於テハ
旁再三及ヒ候ニ付中村同心不仕ニ付
家宅ノ 成敗ニ及ヒ候ハヽ
次第ニ而ハ 切腹可仕ニ付

何ニ付キ押ヘ 重秀家ニハ明石掃部ヲ招キ 共方中村ヨリ
見ヲ以テ 一旦立退キ候ハヽ 成ル丈掃部ハ
私義ハ 此人ノ為ニ一統ニ
有之ニ付 慶ニハ 御
為ニ而 御間合
リ有之 中村方ヘ 段々
ノ者ヲ以テ 中村方ヘ 内通有之
中村ヨリ 内彦ノ
同心不仕ニ付 共儘ニ
頼リ ニ有之
非ハ有之間敷ニ 為ニ
ヨリ 掃部ハ

不忠不義の者と申ひよハ空てい
ていけふるおとし 時と御神中
御方ニ 公義御ためと 成ふよふ
何可申とも 有之処へ 心得
さんの あるてい 今度赤元申
四拾人と 一同ニ 被等一人を
四拾人と 申切候 一圓心得
不義の者と 赤元の 申ひとし 御郎
重て申ハ 今度の 公人の 武家中四人と 赤元一人とゟけむ
人の あるとも 無之 御家中 御
無之と 一味同心と 有之より 其

増田長盛両奉行の方へ節ハ當家の家老たる不破の義
おのこゝへたゝ四人たゝよ二義ヶ所の者の義よゝへ八自分仕置ゟ
分ハ義ハ悼り格ゟ何分ゟ仕作なゝの形ひゟ有
家康公へ共義と奉行中第一ひへ八西の丸へ四人たゟ来テ
作様ゟと秀家へ注作渡書日ゟ通り四人ゟ連印
へたゝ何の沙汰ゟなく宇喜田左京ゝ肥後守人八前田徳善
院へ沙汰ヶ岡城和泉守忠摩守人ゟ増田長盛ゟ附へ
沙汰ヶの有様 作渡共日西ノ丸より真ゟ那山へ
引越ゟとゟり
右ゟ宇喜田家の騒動の義ゟ相記ゝ有ゟ此へたゝ於の説ハ
大坂ゟの報ゟ聞の刻大野修理方へ明石掃部頭掛色ゟ
越ゟ節修理へ内談仕ゟと真ゟ兼ゟとく前村権蔵渡
岡幡宇庵へ咄ゟ聞書ゟ写ゟ通ゟ也 備神原
家ゟよハ右の旨尾会ゟく下向ゟなゝハ江戸屋敷ゟ又ハ籠
林ゟゟ書状の往来ゟ登候ゟて佐竹家中ゟ咄人秋ゟの外江戸表へ
咄有ゟゟと書ゟ登候ゟまゝの外 秀忠公御前へ出
公方様上方勤の義なゝと御内談遊候節御相伴まて内府様
ゟゟ御意ゟ有ゟ打続ゟ言ゟへ振舞等ゟ前ゟ如
家対有ゟく以来の振舞ゟ相招ゟ増田長盛へもお客ゟの
分右不書の品ひゟ成ゝ佐ゟ大谷吉隆ゟ八千騎の奉
行職の時ゟゟ 家康公へ御心易有ゟく分病気ゟ職役
御免ゟゟハ手透放猶更勤ゟく御出ゟとゟ段ゟ有ゟ者
家康公ゟ大坂ゟ中ゟの出入の節ゟ大谷ハ駕ゟと
御ゟゟ御用捨ゟく下方ゟ人ゟ段ゟ有ゟの出入

内府方西方と相合ひ色あれたるおろしの如くして
坊間方へおそれも不敵成挙動ゆへ御公儀より
御上り遊ばされ候へハ其節ハ御人数ハ関ヶ原へ
於ゐて御生捕ニ成候ハ一所ニ関ヶ原ニ
とゞまりて御守護可申哉ハ御人数ハ御跡ニ
永ハ性名ニ預ケ坂崎出羽守と相

おそれ候ハ御人数ハ御上り無之
御相伴等ニも御出ハ
有之候共遠て御跡ニ
立ニ成り西丸なとも
御心の内ハ御休まりも
無之候ハ
大名方より勇を
毎ニ御出ハ御跡ニ
四人の家老の内浮田左京
舎津へ御発向の節徳善院へ
呼寄セ召連ゆく御跡より
岡越前へ
内府方も岡越前へ
御出候ハ
御跡ニ
御出ハ
御跡ニ
御出ハ
御跡ニ
御出

天保四癸巳年二月十七日写之

中村直道

一慶長六寅の冬より京大坂より会津中納言景勝卿迄の
企有之の旨申触候風説仕候ニ付諸国の義も
無心元存候ニ付其節表より其
筋へ御届申上候ハ
上意ニ会津近辺の国主郡主たる
共ニ御届申上候ハ
上意ニ相叶ふ
城々御番衆の
内存寄ハ増田蔵
之
定ニ而可有之
行ニ而
上杉於
上ハ
せのため

豊家ニ属シ河村長門守ト申者ヲ使者ニ
為セラレ候ニ付テ京勝迄書状ヲ以テ
御礼心ヲ通シテ歴年ノ間今ニ保養ヲ
モッテ之ヲ通ス
ニ付テ京勝ハ景勝家老直江山城守ト
内府ヨリ伊豫国書ヲ以テ
国守ニ豊光寺玄長ト申僧ヲ
入魂ノ由ニ付　内府ヨリ
共文言ハ
態以飛札申達候御着京勝卿　内府ヘ
御取次ヲ以テ
内府ヨリ御返書ヲ
一京勝御別心ナキハ霊社ニ起請文ヲ
内府ヘ御納ニ事
一京勝伴武成御心入ハ大閤様ヨリ
仰合ラレ候ハ其儀ニ
一近国城論物一ニ十ヶ国ノ内御
裁ノ何篇モ御半ニ可有之
一玄以北国肥前守利長ニ対シ

市心修ニ静謐信義ヲ以テ戒ムルヲ主トス而シテ兵
刑ノ事ニ於テハ大ニ之ヲ慎ムヘシ

一 京都ニ於テ切ノ大刑ヲ断スル事ハ必ス内府ト会議ノ上ニ
テ奏聞可ヲ経テ施行スヘシ神武ヲ以テ基ヲ開キ
一千万ノ人命ヲ保ツヘキ事ハ内府ト会議ノ上ニ
テ奏聞可ヲ経テ施行スヘシ

一 上方ニ於テ事ヲ企ル者アルニ於テハ内府ニ一入申聞
ヘキ事

一 諸侍ニ於テ新ニ知行ヲ与ヘ又ハ本ノ如ク知行ヲ与ヘ
ル人数可ヲ定ムル事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ妻子ヲ人質ニ取ル事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ妻子ヲ京都ニ置ク事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ屋敷ヲ新ニ与ヘ又ハ本ノ如ク与ヘル人数可ヲ定
ムル事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ知行ヲ加増スル事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ知行ヲ没収スル事ハ内府ト可ヲ談スヘシ

一 諸侍ノ屋敷ヲ没収ス

増田右衛門尉と相談し今度
内府公御会津へ御発足ニて伏見
御留守居の義ハ其方ニ被仰付候間
生駒雅楽頭殿と申合せ右御役
を以て関東御下向の義ハ
御延引被遊候而ハ
御為ニ不宜ニ付ハ先ニ
御下向被遊候様ニ
御備可有之候ハ
御為ニ候間其段
御心得ニ而

関ヶ原表ニ於テ一戦ノ次第ヲ
記載スル家忠記等ハ
私ノ外ニ相見ヘ
ズ
ノミナラズ書記ナリ

一 会津ニ於テ敵方ヨリ
ハ
ズ
ト
ヲ
ト
ヲ
ト
ヲ

幡平ヨリ秋田馬ノ上ヨリ本荘ニ行ク筈ニ有之候ヘ共
テ御供ヲ仕ル坊ヲ残シ置リ抜ク抜ケ御供ハ今朝ヨリ
ヘハ跡ノ外ナル駄ヲ以テ可有之候ヘ共其時代ニテ
タヨテ有之ニヨリ櫻井宗俊ヲ演野国御守衛ノ為
一本七百ノ祝ヨリ　鳥居元忠殉死ノ式有之御前ヘ
昨夜今夜当城ノ御固ヲ抜ケ一人ニ付キ両人ノ仰有
クレハ元忠ヨリ上ニハ久恐私ノ式ハ抜ケハ御ヲ
津御教固ノ式ハ御ヲ切ノ為ヨリ　ヲ以テ一騎一人モ御人ヲ
ヲ通可給ヲ給ハ浅野弾正　主殿式ヨリ御供ヨリ御通当城
ノ式ハ私ヨリ本丸ノ御固ヲ相勤ヲ為ニ御固ノ為リ
ヲヘ中村ニハ安藤下野守ヲ抜ケ御固ノ為ヨリ
クハ今夜ニ人ノ固ヲ以テ御守抜ケ有ヲヘ人ヲ
四ツヨリ方ニハ人ヲヲヲヘ何ヲ以ヲ
有クレハ本意ヲ申上ヲヲモヲヲ
御固ヨリ於ク兵ヲ今ノ通世ト
ヲ人ヨヲヲ御固ヨリ御固ハ相ヲ可申ニ
世ノ為ヲ御城ヲ預方ヨリ攻圍ヲヨリ有ヲヨリ
近国ヨリ注進加勢ヲ支可申ニ
今ノ御人数ノヲヲ　ヲ信七倍ノ御人数ヲ
ヲ御ヨリ於ヲ式ノ可申成ヲヲヲ
ノ御人数ヲ当城ヨリ御相談ヲ有ハ無ノ抜ヨリ私ハ事ヲ
ヲ申上クレハヲヨリ抜ケ御ノ仰ヲヲ申上ニ
御座ヲ節　御前ヨリ御十歳ヨリ為成長ヲ
ヨク固ヨリ御奉公ヨリ

今次の方へ決入社遊置申賜と社司と共後奥方へ伺ひ候
今次の内室へ御対顔蒙仰候中見ハ秀忠公の御末の御姉子
ちよ小侯へく以前よも御逢被遊のとし今次の妹松の丸殿の義
貴城中にて御逢被遊候ハ当城より御入被
被仰遣候ハ御逢可被遊との仰に有今次人持を数人召連
加賀へ参加越中御野当書山内三左衛門同大炊吉尾伊豆安養
寺岡部今井掃部岡村新蔵等ハ御供仕候ハ御意に成下置候
ハ御供仕候ハ御意に成下置候ハ御供仕候ハ御意に成下置候
遊との仰に有今次人持を数人召連候ハ御供仕候ハ御意に成下置候
家中より御見舞として御使者を以御肴被遣候ハ御意に成下置候
ハ御供仕候ハ御意に成下置候ハ御供仕

ひとり身長未詳 年月の沙汰なし
殊勝の事 沙雅元亨元年二月の沙汰にも載の所
称の沙満抗の名作 本国光の沙脇指と沙汰沙脇一蔵
こと

一 江戸表（沙菊蝶藤）沙婦より沙婦方の話も名方作 奈津
殺の日 二ツ沙先より於く 急度沙駆ける 沙作者として
舎津沙蔵向きその沙軍令十ヶ条書（沙作沙のこと）

一 内府より八沙日ノ出より 舎津（沙及人 可沙遅との義と有
表忠より八先達て沙出馬 路野川宇都宮の堺まで沙陣座仕
成沙旅宿一の沙先備八 結城三河守表より沙吉例と為て
中より 神尾式部 蒲原 沙作沙と有 原沙八
沙陣方の 沙郷より先達て 野川那須表へ 観と出 那須七

人余り相談して 上杉家の
の城を 奪初より 可攻落との義）秀家より八 水谷勘兵衛山川
民部 急ぎ会津へ遣すことを
須表（ 沙先鉄砲を 初の 沙作沙のこと）
内府より小山へ 沙着陣なさる 一同より 沙作沙
沙待給ふと

一 作作 沙陣 ヶ条 義 寄より八 仙道より 舎津（ 敵向可沙攻落 兼
て 沙作 沙陣 上方 遣 沙郷の 沙作沙 仙道より 舎津（ 敵向可沙攻落 兼
郷の義八 相止めり 陣立 ヶ度 仕 ヶ条 ヶ 一同より 相触 一
向 沙陣 の 相図の 鳴 沙作者 ヶ条 ヶ 一同より 相触 一
て 沙出郷 可有 沙作者 沙作 沙陣 の 義宣 沙作者 ヶ 八
第 八 舎津 発向の 心掛 ヶ 内文度 相触 沙下向 相触

有之候ハヽ上方勤勢の風へ有之候ハヽ
等とも 先年 和歌より紙へハ今ハ
可有之候間福吉之へ御飛脚と
秀家より 何様ニ御対と
於ハ御気遣ひ 成間敷候
共の御ふるまひ 馬
中まで水谷勘兵衛上
口の押へ 右人数
一 豊臣御代 義宣 伏城晴朝より
方勤 大野修理 義宣御先へ
没候 以下 右人数

八木谷修理 義ハ 侍分の者ニ十人
あと 大徳寺 浅野弾正少弼
武義 唐中村の者の内まで十人
物頭馬一疋馬奥 相添
往復 一順 武奥等 被流
為上向 相勤
被遣 物語り

一 七月廿日 内府 ハ江城と
文禄廿二日 岩村廿三日 古河へ御
私 御供 人 行
金子廿四日 小山へ御陣
なり 平安 御宿より

八木谷修理義ハ侍分の者ニ十人計も有之 小前中間
あと 大徳寺 浅野弾正少弼方へ 修理方より 中間
武義 唐中村の者の内まで十人 平野 早速
物頭馬一疋馬奥 相添 伏城晴朝より
往復一順 武奥等 被流 御船
為上向 相勤
被遣 物語り

一 七月廿日 内府 ハ江城と 御出馬 遠藤喜右衛門
文禄廿二日 岩村廿三日 古河へ御 小前の晩方 御
私 御供 人 行 上方勤の
金子廿四日 小山へ御陣 御着 御
なり 平安 御宿より 遠藤喜右衛門 御

小山へ御出御申候ニ付、御使者ニ参候ニ付、
の駅ニ於て堀尾帯刀水野和泉加賀野井泓へ命ニ入
の宿所の様子ニ承候ニ付、其日の暮方ニ御城代
之御城代鳥居左京殿方より彼御使を以て
小笠中間の様子ニ承候ニ付、御翌朝ニ御出仕ニて御申渡へ
有之ニ付、上野介殿へ御届ニ有之候ニ付、御同ニ御出
ニ成、両方ニ成ニ付、鳥居左京殿より御使を以て
御書等ニ而、御案内ニ上野介殿へ
の者ニ而ハ御座候ニ付、上野介殿へ
上ハ各ニ而ハ御座候ニ付、御同ニ御出
一騎宛ニ而、相勤ニ有之候へ共、御
まゝ御出仕ニ而、御用向の義ハ右申上候ニ付、
御届ニ而有之候上野介殿へ相達候へ共、
御用御座候ニ付、御同ニ御出
御座候上野介父子計御側ニ
御用御遊ニ而、御帰の義ニ
義ハ、振城夫ニ而へ
内ニ而御座候ニ付、方より御使ニ
上野介殿へ御出候ニ付、御帰へ
賀の城へ無通りニ
一右御覚御留守居衆へ
義ニ付、御届ニ
御使ニ而、

以ハ上ノ騒動ニ付テハ重
畳ノ儀ニ候ヘ共猶又御用有之
小山ヘ有津ノ武器ヲ送ル可
結城秀康公ノ御法ハ今宵ノ内小山ノ御本陣ヨリ御発駕ニ
翌廿日那須表ヘ御出馬アラセラルヘキ旨被仰渡
御敵ニ成ル者ハ上ハ大名ヨリ下ハ
可被成ノ右ノ条ノ内無元ヨリ
二心ナキハ忠義ノ程ヲ御覧ヨリ御感状ヲ
小山ヘ御越ノ後ハ何時モ御前ヘ
無滞御発駕ノ儀ヲハ兼テ
指揮ノ通リ
御出馬ノ上ハ上杉ヲ

祖母并ひとこ）共郡上野公祖母の馬八芦野原毛と中山と
秀忠公御国及び諸遊御所を義公と）右の十情
谷泉物語より

一 甘利左衛門尉昌忠公へ御目見仰付られ候節
なり右衛門尉へ御縁所へ御集の義成井伊兵部
卿公御対面の上御次へ御出し暫時有て城内伏見の城の
〜次第にて御対面の義ハ大名方の義ハ書付を以て
可申旨の間勝手筆頭有之候ハ、書付を以て御門
次方順々に御出しの節旗奉行の内より可申
とても毛頭遠慮ハ御無用可有之旨 内府

第ひとり 第ふたり 第みつ 第よつ 第いつつ 第むつ 第ななつ 第やつ 第ここのつ 第とを

内府公へ御目見の中より福島左衛門大夫
殿へハ 内府公御自身御手を御取被成候
ハ、御辞退有之候ハ、御手を御放し被成候
へハ御辞退無之候ハ、御手を御放し被成候
へハ御辞退無之候ハ、御手を御放し被成候
へハ御辞退無

成之後有馬法印法永法印山岡道阿弥之人を江戸表へ
召寄江使之御頼遣列座の大名衆の方へ〻御出ハ各の義
大切者ゟ江戸表へ書を以被申遣ゟ事ゆへ各の義ゟも
一味あるへく〻との義不成御留被
成候江戸仕置ゟも江戸方へ教向を遣ゟまて一切ニ被
仰付候ハ〻後上方の出張ハ御無用ニ被
仰付候ハ〻後上方の出張ハ御無用ニ被
やみ〻ハ京勝退治の義ニハ御座候へ共江戸方の出張等迄対
義を表ニ被
へハ御許容ニ被
義ニ御座候へ共江戸方へ教向を遣ゟまて一切

御也ハ旅人安堵のため堀そのほか堀そのほか
分て其方へハ中村右衛門尉ニ申付ニ候間
旅人安堵のため堀そのほか堀そのほか
松平下野守家臣ニ申付ニ候間
仕り候ニ付而ハ旅人安堵のため堀そのほか
旅人安堵のため堀そのほか
渡へくニ申付ニ候間何事の儀も有之候ハヽ
其上杉景勝武将の名字ニ候ニ付而ハ
出羽守家臣ニ有之候間
や候ハヽ其方より八郎左衛門尉
いた会津の上杉ハ手剛き相手ニ候間
かの兵士剛き景勝ニ押へニ
御心安く一手ニ而ハ
も候ハヽ其方より
この河側へ
なりとやて洞を流し
世話のため
御家ニ候ハヽ
御家の義ニ候間
なく松花の墨ニ
方へ遣ニ候間

右の第四記等ニ而ハ本宮和泉守殿
家ニ書記シ、ハ本宮和泉守殿ニ井大炊頭殿ハ直物係の由ニ而
尚又大炊頭殿手ニ而ハ御勘定奉行
ニ而ハ無之候得共御勘定兼帯ニ付
右ニ而ハ御勘定奉行ニ而ハ無之候得共兼帯ニ付
右ニ而ハ御勘定奉行ニ而ハ無之候得共兼帯ニ付

一小山出陣の節加賀中納言利長卿ハ伏見ニ
滞在へ出勢ニ而ハ毎度心配ニ有之候ニ付
右ニ而ハ大炊頭殿手ニ而ハ御勘定奉行ニ而ハ無之候得共兼帯

会津表発向の義ハ都合延引いたし候由ニ而
京勝手所労ニ付又々見合られ候義ニ付
一小山ニ於て上方騒動の儀ニ付
御上洛ハ無之候ハヽ
御帰国ニ而ハ
御当家ニ対し
御不忠ニ
御座候
御上洛ニ而ハ
御家ニ
御為ニ
御座候
御思召ニ而
御上洛ニ
御座候
御家老衆ハ
御帰国

ゟ〻も同前〻右両家の沙汰を以て沙汰候様ニ遂天下ノ一統の
後遠江別掛川六万石領知候様ニ仰付らるゝ
右対馬守ゟ仰聞候ハ朝鮮国より年頃の通
信の儀ニ付而ハ対馬守ゟ度〻申上候通
国物成納り方の極り候ニ付而ハ毎年
御定の外ニ多分の入用ニ而
万石内外も可有之哉と申上候ニ付
被仰付候ハ〻先年長崎奉行
くる酉年より十方石取の振合ニ
十方石取の振合ニ而ハ
なるべきの旨被仰渡候

依〻今度朝鮮の国より
より八ヶ年ニ一度〻ツ〻来聘ニ
仰付候ハ〻若十方石内外も可有之
前ニ而ハ可有之ニ付
御分ニ而ハ内証ニて都合の
ひかり

一信濃上田の城主真田安房守義
津松ヘ一ニ相働ニ付
ゟ安房守ハ天明ニ陣取候
折ニ石田治部少輔方ゟ
頼ニ而ハ無之ニ付
相違不可有之事ニ候

の砌り伊予守一向同心無く違て異見を加く諫め尚ほ
守不與不大形して中々ハ故等年寄之身栄達の処を
て八毛頭存る無く候へ共海部の家の再興のみを
思ひ次よハ其方並よ大友ハ海部の家を世よあらしめん為
御立ち成候と内府の家来本多佐渡守へ郷着候を
以て常套の異紀親の舎弟として内府のために
弟て候と有ハ不絶沙汰を取り成し候と有之候
ちきりなれハ伊予守儀の忠節不浅其方同心の上ハ海部
身上一切ハ御安堵と申越候ハ先祝勝を祝し
ま於てハ御心ハ海部へ御遣し秀頼公へ一
守於紀不浅其方同心の上ハ海部へ御遣し秀頼公へ一
忠節よ深く感入の御のなし一方も有之間敷候

矢玉雨の如く伊予守ハ鎧袖を相脱ぎ
多人数真ま馬よ打乗り大友の陣所へ
高崎右衛門を以て申入候ハ伊予守
其儀御心安く御休息可被成候と
御意候ハ家老と相談仕候ハ大友を謀
大友を謀へ館中よ伏勢を設
いると共命伊予守ハ大友の陣所へ
我等ハ唐船の前よ控へ候ハ
なりと仕度候も可有之間急ぎ
と有之人数押向ふと有之ハ
御屋中ハ四方の門を閉
と相供よ働よ陣を押出候

三寺ハ之候ハ、小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ不
宜事ニ候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

一内府公江戸表へ御出馬可被成之由
御弐郎左衛門尉より小山へ注進之事

小山へ伏着と共ニ弐千余中指方へ
書状ニ而ハく親兵ニ而ハ無之候ハ、石田方より差越之書状之
写節迄ニ而ハ無之候ハ、内府公之御為ニ宜事ニ候ハ、石田方へ之返書ニ
右之通四ヶ条等ニも可有之候ハ書状ニ相違ニ而ハ無之候
哉と之事ニ候ハ、三奉行より之書状ニ而ハ無之候ハ、不
申方より之御到来ニ而ハ無之候ハ、其内ニ而ハ無之候
我等書状ニ而ハ御到来ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、
て弐百万石之事ニ候ハ、其内ニ而ハ無之候ハ、御為ニ宜事ニ候ハ、

川へ住居を定め永禄の年中迄此所に
住くし内閣乃ち内府父子共に上方の
のぼせ給ふ 内府父子共ハ上方の
諸侍を頼り相集り着府 其
後ほど無く着しかば 其元日川迄と
有之 其方へ 家康と 其外
城より出馬 一 即刻の
こと 京勝西言ハ 今度
りけり 其元より 弱く
手柔く 諸方の 家も
屋敷を 諸方へ 入
方 内府父子 上方へ 出馬
有之 一 即刻の 野ら
城より出馬 一 即刻の 野ら

秋ニ至初洪水ニテ栗橋の船橋切流シ□を掛直ス一手ニ
代官所より江相両御部江御伺ニ而ハ帰府ニ
而ハ御軍の往来のため□ニ而ハ
幾のニハ御入用も□ニ而掛直ス事ニ而ハ
川岸より御船ニ而ハ
渡入ニ□ 夫故の御伺ニ
御延引ニ成ニ
一 左の通り江戸へ御城ニ而ハ
御伺ニ而御伺の
事ニ何ニも用意ニ相調へ
御出馬ニ
此外ニ有ル
(江戸城ニ而ハ
(御出馬ニ而ハ
(中仙道へ
(川岸ニ而ハ
(御船ニ而ハ
(御延引ニ成ル
(九月晦日ニ

話ニ有ル同春父方へ
先年関ヶ原御陣ニ
山より左ニ
内府様の御本陣ニ
御城内ニ
相調ニ
御当地の様ニハ
御出馬可有ニ
金ニも御出馬ハ相延ル

沙公於藤ヶ谷寺ニ参詣ありて其の帰路とや
物ゝそ沙汰有て於の頭より 沙公馬可被遣也ハ何ほどよろしく候
沙公馬可被遣也ハ相知ぬ 市の間沙城書ありし節ハ
沙書所より直ニ沙供ニ天文ゝ廿五年ニ
ト付故 沙城泊書ニ南りの節ハ沙供の天文ゝ廿年廿
或ハ ゝとも勝ニ付く 沙書ニ二日
並ニ百並頭の宅へ 付沙城 沙供心掛 沙ニ不依 有
之ニ付中剛く 沙城 沙供 頭中何ニの ト会せ 節
作沙城 ニても 沙玄関 ニ門の内ニハ 沙鑓立の 柵有
ニ付く 荒の 沙長柄鑓 ニ立 並へ 沙書院の 沙
家のニハ 沙馬印も 並ニ 有ニ 沙津立可被
遣ニ 被仰付く 沙供仕 小机 ニ 沙馬

一 石沙公馬 市ヶ谷上寺 方丈 御座 和尚 釜塚 ニ於 沙城の節 第一ニ
今方ニ方 於ての 沙一 ニ ゝの 沙ニ ゝの
於ニ 於ニ 沙仕 白 沙御 沙勝利 ニ
白ニ ニハ 佛 沙の加 ニ 行り
も有ニ 沙鎖 の内の 天佛 ニ 於て 沙ニ
現ニ 仕く 沙 作 沙ニ 沙
一 ニ ニの 天の 手 ニ 内 ニ 沙 遂
ニ 沙ニ 沙 ニ 作 沙ニ 沙 ニ
ニ 沙ニ 沙 ニ 作 沙ニ 沙 ニ

作ても宜く一ヶ寺に付ても宜く又八枚寺若年の法より朝夕会頭中ゟ之を取
祈禱をも仕るよふ心得の事ひ武社の義ゟ出ハ神ゟ之ハ廃
大神宮仏ゟ之ハ枚寺の祈禱祈ゟ方ゟ同寺の規矩ゟく
祈禱下ゟ仰付ゟく廃大宮司浅草寺引当観音院ゟ
人ゟく祈禱下ゟ仰付ゟ枚仰付ゟ社の節
ゟ於ゟく祈禱ゟ付四角の式法ゟ以ゟく祈禱仕
候ゟう

一廃寺浅草寺ゟ於ての祈禱の儀ハ新寺
の法ゟく一七日満ゟ付ゟ枚大宮司浅草寺中会式の
使者使僧ゟ以一七日の祈禱相済ゟ付ゟ枚
両所の使者道中ゟ而ゟく同十七日の晩方同山の法神所
迄ゟ而ゟう之ゟ祈禱ゟ付ゟ枚大極の城ゟう人
数仕ゟ出ゟ一ヶ所ゟ一ヶ所ゟ法神へ持参仕ゟ而ゟ又
その一ヶ所ゟ一ヶ所ゟ大極の城ゟう人
数仕ゟ出ゟ一ヶ所ゟ中村有馬の両ゟ
ゟ又八平胡ゟうの祈会式ゟ而ゟ可仕ゟ而ゟ中会式ゟ而ゟ
法神所へ参ゟ仕ゟ札ゟ之ゟ会式ゟ八祈祷ゟ遂ゟ人数早ゟく
屋敷迄参ゟ八会式ゟ勝利ゟ之ゟ法ゟ
ゟ八相止ゟ候ゟ而ゟ天下安全ゟ之祈禱ゟ而ゟ祈禱ゟ仕ゟ出ゟ候ゟ
一越前敦賀の城ゟ大谷刑部ゟ於ゟ病死
敦賀人ゟ行ゟ之ゟ本の名神ゟ
同ゟ者ゟく人の今度会津ゟ八
ゟ而ゟ又ゟ
相越ゟ之ゟ祝ゟ

下野(しもつけ)ニ成(なり)ハ第(だい)一(いち)ニ家康(いえやす)ニ対(たい)シ大谷(おおたに)宿怨(しゅくえん)有(あり)テ小山(おやま)ニ於(おい)テハ必(かならず)シテ小出(こいで)ヲ殺(ころす)ノ企(くわだて)有(あり)ト云(いう)ノ風説(ふうせつ)一度(いちど)ハ有(あり)タリト雖(いえども)モ之(これ)ヲ聞(きく)モ之(これ)ヲ問(とう)モ有(あり)ク(く)相図(あいず)ヲ為(なす)ヲ約(やく)シ(し)タル(たる)ニ(に)非(あら)ス(ず)(と)云(いう)ヘ(へ)ハ(は)大谷(おおたに)ハ病(やまい)ノ為(ため)タリト雖(いえども)モ依(よっ)テ(て)ハ(は)小山(おやま)ノ城(しろ)ヲ(を)(ニ)(ハ)(ノ)(ト)(ス)(ル)(ヨ)(リ)(テ)(レ)(タ)(ク)(ン)(ア)(キ)(ヒ)(ウ)(エ)(カ)(ケ)(コ)(サ)(シ)(セ)(ソ)(チ)(ツ)(テ)(ナ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)(ミ)(ム)(メ)(モ)(ユ)(ヨ)(ラ)(リ)(ル)(レ)(ロ)(ワ)(ヰ)(ヱ)(ヲ)(ン)

為(ため)ニ小山(おやま)ヲ攻(せめ)ル(る)ト雖(いえども)モ之(これ)ヲ聞(きく)モ之(これ)ヲ問(とう)モ有(あり)ク(く)相図(あいず)ヲ為(なす)ヲ約(やく)シ(し)タル(たる)ニ(に)非(あら)ス(ず)(と)云(いう)ヘ(へ)ハ(は)大谷(おおたに)ハ病(やまい)ノ為(ため)タリト雖(いえども)モ依(よっ)テ(て)ハ(は)小山(おやま)ノ城(しろ)ヲ(を)(ニ)(ハ)(ノ)(ト)(ス)(ル)(ヨ)(リ)(テ)(レ)(タ)(ク)(ン)(ア)(キ)(ヒ)(ウ)(エ)(カ)(ケ)(コ)(サ)(シ)(セ)(ソ)(チ)(ツ)(テ)(ナ)(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ホ)(マ)(ミ)(ム)(メ)(モ)(ユ)(ヨ)(ラ)(リ)(ル)(レ)(ロ)(ワ)(ヰ)(ヱ)(ヲ)(ン)

内府父子如何様ニ御意ニ候共、京勝一人を
の上今もを遣へ京勝一人を誅伐人の御所へ今も見物ニ
武道のなをも相立不申候ハんと
ハ今ニ初り御一ツ御りやうの
北国心ニ候ハ不申候ハんと
大谷吉ハ六月分ニ一大事と
国衆へ切ニ申越候ニ
手前の為ニ於てハ大方へ
其の直ニ今日ニ
満ニよハ不御心へ
ハ谷吉ニ於てハ
ニて御ハ候ハ

拾ニ万石ニ
の時分ニ
茶ニも
宮ニ
方の
ニ無
わん
なく
放大閤の
ハんハ
こんでも
今分の

一内府公始て沙弥あつて上国より帰て出郷の後城ハ長束大和と申合せて両人
たるよしの処へ石田治部の私第にて上方の西軍毛利輝元淳
秀家筑前中納言鴻津兵庫岡本大八郎
長曾我部宰相同備後毛利豊前守国司右馬頭
ならて其外小勢の西軍ことく国元在所より於てハ何とも無沙汰
之津留ゆへ郷と倚て時節を待へきよしの処へ宰相より急飛
の色々と言ふとく其外逆流の諸将輝元宅に於ても会合可致
何とも備前中納言の屋形へ宰会を始て万安の相談を遂
ゆへく今度の総大将ハ備前中納言一人の様に聞ゆれ共
宰会の席に於て西の丸の沙弥治部卿肥後守方へ使者を立
共御談合入用の義ハ内府公御上洛の留守中に攻落
候て内府帰陣の節ハ四国を初
諸国の諸軍勢大坂へ集り居候ハ
無益の事なれハ当地より
作ハ兵粮つき候)輝元の御
以下の家来中と郷内者へ
攻落候事も四国を初
諸国の諸軍勢大坂へ集り居候ハ
無益の事なれハ当地より
作ハ兵粮つき候)輝元の御
以下の家来中と郷内者へ

一其外逆流の諸将輝元の
一の諸軍勢大坂へ集り居候ハ
無益の事なれハ当地より
作ハ兵粮つき候)輝元の御
以下の家来中と郷内者へ

より真っ先に安濃津城攻めの為人数あつまりまいる様子に候、
中納言様より今度真っ先に安濃津城の岡本へ御働き候、内府と
一味する西この城と攻取候へく人数を差遣、内府上方へ
出張候ハヽ空き場所より侍衆くり
かへし候中納言方へ
もくり込くり込み攻入候へく候、輝元秀頼と始め
中くろ八右衛門の話軍勢通りうみの数ハもなく候へハ城初め
皆の御城と攻囲こ今度 内府の留守居にて差置候
城下の者ども悪く攻取候へく沙汰を相違せぬく沙汰なく候
其外も安濃津の人数ハ不残城外初めの
衆八歟地へ堺くり所の者ハ悉く城内へ

一人の抜群の功名ある者を賞し候儀に候て、一番より十番迄くじ引にて定め候儀に候処、今度一人不奮戦一人見こりの為にも大谷刑部が首を刎止候儀に候間、先達て関ヶ原にて降参の節、入道剃髪と申、其上病体の事に候間、其儀を以て助命の儀、内府公へ御侘言申上候処、御取上なく、御成敗の儀に候間、其節は生捕の儀に候はゞ、関東へ召連候儀に候間、其節は生捕の儀に候はゞ、関東へ召連候儀に候間、其節は生捕の儀に候はゞ、関東へ召連候

籠城の相談をなすとき或日内藤源蔵宅へ会合の
節大坂西の丸の守衛なる庄内藩士等集会して
外ヨリ内ヘ入ルの策略を講じ依田飛騨なる者ハ
の心得なく屍体ハ取捨ルの策ヲ主張シ源蔵ハ
守ルハ元ヨリ大坂西の丸なる庄内一手ニ人の内ニテ
も誰彼となく決死の者ニ命ジ一手ニ人ハ何程の
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ
たとへ如何様の武功ヲ立ルとも決テ相違の働きの
なれハ上の思召ニも相叶ハざるべきとて時非ヲ
大坂市中より西の丸ヘ通ずる門ハ
の前ヲ通ルの節ハ必ず下馬ス可キ旨ヲ命ジ
断ヨリ籠城ニ決シたる時ハ一同乗り込ける筈ニ

京都醫業之於ゟ　　関府ゟ江戸ゟ　　関府ゟ江戸ゟ御差紙を以
其節共仮寓ゟ於ゟ　　其後度ゟ
藤堂和泉守殿ゟ　　藤堂和泉守殿ゟ
召ありのゟ　　召ありのゟ
両人ゟ　　両人ゟ
和泉守用ゟ　　和泉守用ゟ
相達し　　相達し
其節用ゟ　　其節用ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
内ゟ　　内ゟ
御医師ゟ　　御医師ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
内府公御病　　内府公御病
症御尋ゟ　　症御尋ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
御答ゟ　　御答ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
御薬ゟ　　御薬ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
差上ゟ　　差上ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
御礼ゟ　　御礼ゟ
両人ゟ　　両人ゟ
申上ゟ　　申

天保甲癸年春三月十二日寫之

中村萬喜直道